

4 英 国

横浜少年鑑別所次長（前研究官）渡 邊 俊 子
法務省保護局観察課調査官 田 島 佳代子
（前千葉保護観察所統括保護観察官）

目 次

はじめに

第1 英国の概況・刑事司法制度の概要・犯罪情勢等

- 1 概況
- 2 刑事司法制度の概要
- 3 犯罪情勢等

第2 英国における位置情報確認制度

- 1 制度の概要及び目的
- 2 制度導入の背景・歴史
- 3 電子監視の対象者の要件等
- 4 位置情報確認等の方法
- 5 措置内容及び期間
- 6 位置情報確認等の実施体制
- 7 運用実績
- 8 実施効果の評価等
- 9 人工衛星追跡（GPS）方式電子監視の試行の概要
- 10 今後の動向等

おわりに

引用・参考文献

はじめに

本稿では、英国の電子監視 (Electronic Monitoring) による位置情報確認制度の概要を紹介する。周知のとおり、英国 (正式名称: グレートブリテン及び北アイルランド連合王国, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) には、イングランド・ウェールズ (England and Wales), スコットランド及び北アイルランドの3つの地域があり、それぞれの地域が独立した法域を成し、異なる刑事司法制度を持つ。この中で、イングランド・ウェールズは、人口で連合王国全体の約88.7% (2008年の同地域推計値は約5,444万人) を占め、犯罪の認知件数では、約90.6% (2008会計年度約470万件)¹と、同国の犯罪や刑事司法運営の全体的傾向を知る上で、相当な部分を占めている上、英国の中心的地域であり、新たな刑事法や刑事政策の動向を知る上でも重要な地域であると考えられる。そのため、本稿では、英国のイングランド・ウェールズ地域の状況について記載することにした。以後、本稿において、特に断りのない限り、「英国」という場合、イングランド・ウェールズ地域を指すものとし、他の地域を含め全国を指す場合は「連合王国」とする。

なお、本稿の内容は、筆者が英国に訪問した2010年12月時点の状況を示すものであり、本稿中、意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

第1 英国の概況・刑事司法制度の概要・犯罪情勢等

1 概況²

連合王国の総人口は約6,140万人 (2008年推計値, 日本の約2分の1)³であり、面積は約24.3万平方キロメートル (日本の約3分の2) である。

政治体制は、立憲君主制であり、議会は上院 (貴族院, House of Lords), 下院 (庶民院, House of Commons) の二院制である。上院は一代貴族, 一部の世襲貴族, 司教等から構成され、公選制は導入されていない。任期は終身である。下院の任期は5年である。

2 刑事司法制度の概要

(1) 刑事手続の流れ

英国は、いわゆる私人訴追主義を採用しており、伝統的には、警察が事件を認知し捜査を行った後は、警察において警告等の措置により終結しない場合、警察官が治安判事裁判所 (Magistrates' Court) に告発状を提出して公訴が行われてきた。1985年に創設された英国検察庁 (「公訴局」と訳出される場合もある。Crown Prosecution Service) は、警察官が提起した訴訟を審査・追行する役割を担っていたが、2003年刑事司法法により検察庁の権限は大

1 Annual Abstract of Statistics 2010

2 外務省ホームページ<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html>による。

3 日本の平成22年10月1日現在総人口は1億2805万6千人である (総務省統計局の人口資料による。)

きく拡大され、現在は、多くの事件が検察官により訴追され、警察が訴追する事件の場合も検察庁のガイドラインに従うことが要請されている。

4-1-1表は、治安判事裁判所が事件を受理した後の手続を示したものであり、犯罪の種類によって事件受理後の手続が異なる。

4-1-1表 治安判事裁判所における事件処理の概要

犯罪の種類	犯罪内容等	受理後の手続
略式犯罪 (summary offences)	6月以下の懲役又は5,000ポンド以下の罰金。交通違反等。	簡易手続により終局判決を行う。
正式起訴犯罪 (indictable offences)	殺人、強姦、強盗、麻薬事件等刑事事件で扱うほとんどの事件を含む。	正式起訴事件として、刑事法院 (Crown Court) に事件移送するか、予備審問 (committal proceeding) を行う。刑事法院に移送された事件は、陪審裁判が行われる。
双方の手続が可能な犯罪 (中間的犯罪) (either way offence)		治安判事が刑事法院に係属させるか否かの決定手続を行う。

(2) 成人及び若年成人に対する刑罰の種類等⁴

成人及び若年成人に対する刑罰の種類やその内容の概要は、4-1-2表のとおりである。

4-1-2表 成人及び若年成人に適用される刑罰の種類等

種類	内容等
拘禁刑 (immediate custodial sentence)	21歳以上の成人は刑務所に拘禁され、18～20歳の若年成人は若年犯罪者施設 (Young Offenders Institution, YO I) に拘禁される。犯罪の重大性に応じ、1月から14年までの上限を定めた有期刑と終身刑がある。
12月未満の短期拘禁刑	(1991年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1991) により創設。) 刑期の半分は収監され、残期間は釈放され「危険期間 (at risk period)」とみなされる。釈放期間中は、プロベーションサービスへの出頭等の義務は課されないが、「危険期間」中に拘禁刑相当の再犯を犯すと、再犯に対する刑罰に合わせ残刑期を執行することができる。なお、18～20歳の若年者は、釈放期間には最低3月の監督指導期間が付加される。
12月以上の拘禁刑	2000年刑事裁判所権限 (量刑) 法 (Powers of Criminal

4 本節の記述は、Sentencing Statistics: England and Wales 2009のProcedures within the criminal justice system (pp. 97-107)に基づく。なお、同資料によれば、断続的拘禁 (intermittent custody, 週末拘禁) は、2004年～2006年まで試行的に実施されていたもので、現在使用されていない。また、成人の場合、社会内更生命令 (community rehabilitation order)、社会内刑罰命令 (community punishment order)、社会内刑罰・更生命令 (community punishment and rehabilitation order)、薬物治療・検査命令 (drug treatment and testing order) も本文に記載した遵守条件に変わっており、現在は適用されない。

	<p>Courts (Sentencing) Act 2000) は、特定犯罪の必要的最低刑期を定め、量刑をより厳格化し、2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003) は「標準的定期刑 (standard determinate sentences)」と「公衆保護のための拘禁刑 (public protection sentences)」を定めている (2003年刑事司法法による。)</p> <p>「標準的定期刑」は、刑期の半分は収監され、残刑期は「許可 (licence)」条件付きで釈放される⁵。「公衆保護のための拘禁刑」は、性犯罪や暴力犯罪の場合で、性犯罪又は暴力犯罪の再犯により公共に重大な影響を与える可能性があるとして裁判所が判断した場合、刑期を不定期又は延伸させる形で科することができる刑罰である⁶。</p> <p>さらに、終身刑には、必要的終身刑 (謀殺に適用)、裁量的終身刑 (各種重大犯罪に適用)、自動的終身刑がある。</p>
執行猶予命令 (suspended sentence orders)	<p>2003年刑事司法法により導入され、2005年4月4日以降の犯罪に適用される。12月未満の拘禁刑対象者に、6月から2年の間で遵守条件付きで執行を猶予するもの (遵守条件は、社会内命令 (community order)) に適用される遵守事項から選択される。)</p>
社会内刑罰 (community sentences)	<p>2003年刑事司法法により、以下の12の遵守条件のうち、1つ以上の条件が科される社会内命令 (community order) が適用される。</p>
無償労働 (unpaid work) ⁸	40～300時間の無償労働を行う。
活動 (activity)	基本的スキル習得講座等へ参加するもの。
プログラム参加 (programme)	再犯可能性除去のための処遇プログラムへ参加するもの。
禁止活動 (prohibited activity)	再犯や再度の迷惑行為に結びつく行動を制限するもの。
外出禁止 (curfew)	許可時間以外は特定居所に滞在することが求められ、その確認のため電子監視が行われる。(詳細は第2に後述)。
立入禁止 (排除命令) (exclusion)	特定場所・区域への接近や立ち入りを禁止するもの。電子監視を条件とすることを想定した処分だが、信頼できる電子監視が現状では利用可能でないためあまり利用されていない。
居住指定 (residence)	保護観察官が許可した場所にのみ居住させるもの。

5 「許可」条件付き釈放 (仮釈放) では、同釈放期間中、対象者は、許可の条件として定められた遵守条件に従わなければならない。遵守条件には、プロベーションサービス (probation service) への出頭、居住場所や就労先の制限、プログラムへの参加等がある。

6 「公衆保護のための拘禁刑」には2種類あり、刑の上限が10年以上の犯罪で、終身刑が適用できない又は相当でない場合に不定期刑とし、パロール委員会が安全と判断した時期に釈放するもの (「公衆保護のための拘禁 (成人に適用)・拘留 (少年に適用) (imprisonment or detention for public protection)」)、及び、刑の上限が10年未満の犯罪の場合に刑の延長 (extended sentence) (通常の刑期に延長期間を付加されるもの) を行い、刑期の2分の1以降から延長期間の末日までに釈放するものがある。

7 自動的終身刑とは、1997年10月1日以降に2度目の重大性犯罪又は重大暴力犯罪で有罪が確定した者で特段の除外事由がないものに適用されていた、いわゆる三振法的な刑罰であり、2005年4月以降に行われた事件では、これに代えて公衆保護のための拘禁刑が適用されている。

8 従前は社会奉仕 (community service)・社会刑罰 (community punishment) の名称が使用されていた。

精神科治療 (mental health treatment)	精神科治療を遵守条件とするもの。対象者の同意を要する。
薬物更生治療 (drug rehabilitation)	薬物依存症の治療を遵守条件とするもの。対象者の同意を要する。
アルコール依存症治療 (alcohol treatment)	アルコール依存症治療を遵守条件とするもの。対象者の同意を要する。
監督指導 (supervision)	対象者のニーズや犯罪行動に対処するため、保護観察官が面接指導を行うもの。
出頭センター (attendance centre)	通常日曜の午後3時間、出頭センターにおける合計12時間～36時間の活動に参加するもの。

(3) 少年に対する処分⁹

4-1-3表は、少年に対する処分を示したものである。少年の裁判（審判）は、少年の福祉の観点から、重大犯罪や成人との共犯のときなどを除き、通常、治安判事裁判所に併設されている青少年裁判所（youth courts）で行われる。

4-1-3表 少年に適用される処分の種類等

種 類	内 容
施設収容処分	若年犯罪者の拘禁は若年犯罪者施設（Young Offenders Institution） ¹⁰ で行われる。
拘留・訓練命令 (Detention and Training Order)	2000年量刑法による命令。4, 6, 8, 10, 12, 18, 24月の範囲で適用され、通常、命令期間の半分は施設に収容され、残期間は監督指導付きの社会内処遇に付される。早期釈放対象者等には、電子監視が実施される。
その他	特定重大犯罪（成人の場合に法定刑の上限が14年以上とされている罪）について、成人が拘禁刑となった場合と同等の期間拘禁する処分、殺人を犯した少年への特別拘禁処分等がある。
社会内処分 ¹¹	少年の監督指導は少年犯罪者処遇チーム（Youth Offending Teams, YOT） ¹² が行う。一部を除き、少年には前述した「社会内命令」は適用されない。少年に適用される社会内処分には以下のようなものがある。
*活動計画（命令） (Action Plan Order)	10～17歳の少年に適用される3か月の集中プログラム。
*出頭センター（命令）	10～17歳の少年に適用され、警察が土曜日ごとに実施している。出頭時

9 刑宣告時10歳（刑事責任年齢）～17歳の者。

10 若年犯罪者施設は、刑務所庁所管又は民営施設で、15～21歳までの者を収容する。15～17歳の少年を収容する場合は、分離収容とされている。

11 本表に記載した青少年更生命令（Youth Rehabilitation Order, YRO）の導入によって、別個に存在していた各種の命令（表中で「*」を付けたもの）は、YROの選択遵守条件（requirements）となった。2009年11月30日より以前の処分では、本節に記載した各種命令が有効である。

12 YOTは、警察、プロベーションサービス、教育機関、保健・福祉機関からの派遣、薬物乱用防止等各種専門家から成る多機関連携処遇機関である。

(Attendance Centre Order)	間は4～24時間の範囲で設定され、通常、1セッション2時間で体育やグループワークが実施される。
* 電子監視付外出禁止 (命令) (Curfew orders with electronic monitoring)	10～17歳の少年に適用される。外出禁止の履行状況確認のため、3月以内の期間電子監視 (詳細は第2に後述) に付す。
* 監督指導 (命令) (Supervision Order)	10～17歳の少年に適用される。6月～3年、YOTのメンバーによる監督指導に付すもの。犯罪内容がより重大な場合は、各種の遵守条件 (薬物乱用治療、居住指定、外出禁止等) が付加される。
* 社会内処罰・更生 (命令) (Community Punishment and Rehabilitation Order)	16歳以上の少年に適用される。12月～3年の範囲で監督指導を受け、40時間以上100時間未満の無償労働に服す。
* 社会内処罰 (命令) (Community Punishment Order)	16歳以上の少年に適用される。40～240時間の無償労働に服す。
* 社会内更生 (命令) (Community Rehabilitation Order)	16歳以上の少年に適用される。プロベーションサービスによる監督指導の少年版で、成熟度の高い16～17歳の少年に6月～3年にわたって実施される監督指導であり、居住指定等の遵守条件を付加することもできる。
付託命令 (Referral Order)	10～17歳の少年であって、初犯であり、施設収容を要さない者に適用される。対象者は、若年犯罪者パネル (地域メンバーとYOTのパネルアドバイザーから構成される) に出席し、対象者の保護者、被害者を交えて3～12月間にわたる契約を結ぶ。契約は、犯罪による被害の修復と犯罪原因に対処する目的で行われる。
補償命令 (Reparation Order)	10～17歳の少年に適用される。補償内容は金銭的なもの以外からなされねばならず (落書消し活動等)、補償の処分は、最高24時間で命令後3か月以内の履行が求められる。補償内容は、被害者の意見をしんしゃくして決定しなければならないが、被害者にその準備ができていない場合は、社会一般に対しての補償とすることができる。金銭的賠償が必要な場合は、裁判所は別途必要な措置を執る。
青少年更生命令 (Youth Rehabilitation Order)	2008年刑事司法及び移民法 (Criminal Justice and Immigration Act 2008) で創設された命令であり、2009年11月30日以降に行われた犯罪に適用される。成人の社会内命令が各種遵守条件を組み合わせ課すことができるのと同様に、本命令も対象者のリスクやニーズに応じ、電子監視等、各種の遵守条件 ¹³ を付加することができる。

(4) 再犯防止に向けた犯罪者処遇の枠組み

ア 全国犯罪者管理局 (National Offender Management Service, NOMS)

NOMSは、2004年に犯罪者処遇 (主に施設内処遇の過剰収容対策と財源の効果的活用)

13 遵守条件は、成人の場合と同様だが、18種類設定されており、電子監視の遵守条件が含まれる。

の効果的実施を目指して内務省に設置された組織であり、2007年の法務省新設に伴い内務省から法務省に移管した。2008年4月に組織再編され、刑務所庁及びプロベーションサービスが協働して犯罪者管理を刑事司法の入口段階から出口段階まで切れ目なく、効率的かつ効果的に行うよう関連業務を統合的に支援している。NOMSでは、関係諸機関や各種民間団体の協力を得て、犯罪者の施設内処遇及び社会内処遇双方を一貫して管理する。NOMSにおける犯罪者処遇システムの概要は以下のとおりである¹⁴。

イ リスク・ニーズ査定¹⁵

刑務所庁とプロベーションサービスが共同開発した「犯罪者査定システム」(Offender Assessment System, O A S y s)を用いて、犯罪者の再犯可能性等のリスクとその防止及び社会復帰に向けたニーズが把握されている。その評価の結果は、犯罪者処遇の各段階における計画策定・実施・評価(再評価)に利用されている。

ウ 犯罪者処遇モデル(National Offender Management Model)

2006年に創始された犯罪者処遇を切れ目なく行うためのケースマネジメント方式である。担当受刑者について、同一の犯罪者処遇官が、犯罪者処遇チームのリーダーとして、裁判所に向けた判決前報告書作成段階からリスク査定、施設内の処遇計画、パロール準備調査報告書、釈放準備措置、社会内命令及び許可条件付監督指導まで一貫して担当・管理する。対象犯罪者の処遇は、上記の構造的な評価ツールの査定結果等を活用し、介入レベルが分類され、問題性の低いレベルの対象者には必要最低限の介入とし、問題性が高いレベルの対象者には、各種支援、行動変容を図るためのプログラム、行動統制の強化のための介入など、対象者にふさわしい密度の処遇が段階的に行われている。

エ 処遇プログラムの実施体制

犯罪者の再犯防止や社会復帰促進のために行われる処遇には、無償労働、外出禁止命令、薬物乱用・アルコール依存症治療命令等の遵守条件措置に加え、思考スキルのプログラムや、薬物・飲酒、家庭内暴力、性犯罪、暴力防止プログラム等、犯罪者の行動変容を目指した各種プログラムが実施されている。また、再犯防止と社会復帰を促進するため、就労援助、住居の確保援助、家族調整、医療、経済面の問題への対応等への支援も関係機関の協力を得て行われている。

性犯罪者や暴力犯罪者の処遇に当たっては、MAPPA(多機関公衆保護協定)の制度により、関係機関が協働して対象者の監督責任を果たす枠組みの下で、警察、刑務所及びプロベーションサービスを中心的な責任機関に位置付け、地域の保健福祉機関、就労センター等の法定協力機関が多機関連携的な処遇に参画しており、上記のリスク・ニーズ評価等の結果に基づき、監督のレベルや処遇密度を分けた処遇が展開されている。電子監視を行う民間企業も、MAPPAの協力機関の一つである。

14 犯罪者処遇モデルや多機関公衆保護協定(MAPPA)等、犯罪者処遇システムの詳細については、法務総合研究所(2009)『研究部報告42 再犯防止に関する総合的研究』(第3編第4章「英国」)参照。

15 英国の犯罪者のリスク査定ではOASysを中心に、OGRS(履歴変数による再犯予測尺度)、SARA(配偶者暴力リスク評価尺度)、Risk Matrix 2000(性犯罪の再犯リスク評価尺度)なども用いられている。少年の場合は、ASSETと呼ばれる構造的なリスク・ニーズ評価が査定に利用されている。

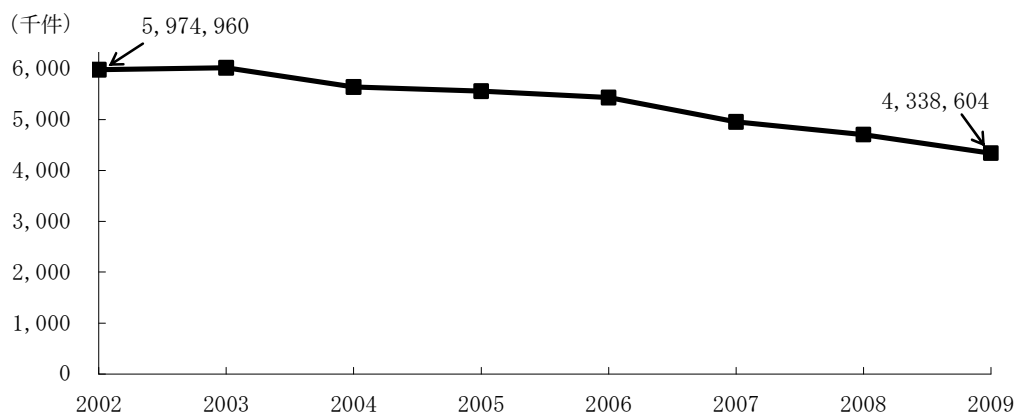
3 犯罪情勢等

(1) 認知・検挙件数の状況

4-1-4図は、2002年度（2002年4月から2003年3月）から2009年度の間の報告犯罪認知件数の推移を示したものである。報告犯罪の認知件数は、おおむね減少傾向にあり、この間、押し込み強盗（domestic burglaries）、車両関係犯罪（offences against vehicles）、器物損壊（criminal damage）の認知件数はそれぞれ、39%、54%、28%減少した。2009年度の報告犯罪認知件数は、433万8,604件（前年度比8%減）であり、罪種別内訳は、財産犯（窃盗、詐欺等）70%、対人暴力犯罪20%、薬物犯罪5%、性犯罪1%等となっている¹⁶。

4-1-4図 報告犯罪認知件数の推移

(2002年度～2009年度)



注 Crime in England and Wales 2009/10による。

2009年度の検挙件数は、120万4,967件（前年比9.8%減）であり、罪名別に見ると、暴行（38万7,012件）、窃盗（車両関係を除く、25万892件）、薬物犯罪（22万1,121件）の順となっている¹⁷。

(2) 検察・裁判

2009年治安判事裁判所に受理された人員は41万5,271人（前年比4%増）であり、同人員は近年減少傾向を示していたが、2009年は前年より増加している¹⁸。

2009年に刑の宣告を受けた犯罪者の処分別科刑状況は、次頁の4-1-5表のとおりである¹⁹。

16 Crime in England and Wales 2009/10

17 Crime in England and Wales 2009/10

18 Criminal Statistics: England and Wales 2009

19 社会内刑罰を宣告された人員のうち、少年（10歳以上17歳以下）は29%である（刑の宣告を受けた人員の中では少年の構成比は6%である。）。また、外出禁止命令（curfew order）が宣告された少年は、全犯罪では7,077人、正式起訴犯罪では4,635人であった。

4-1-5表 処分別科刑状況等

(2009年)

区 分	全犯罪		正式起訴犯罪	
総 数	1,405,938	(100.0)	327,146	(100.0)
拘禁	100,190	(7.1)	80,239	(24.5)
執行猶予	45,134	(3.2)	31,119	(9.5)
社会内刑罰	195,767	(13.9)	107,852	(33.0)
罰金	945,494	(67.3)	56,029	(17.1)
その他	119,353	(8.5)	51,907	(15.9)
平均拘禁刑期(月)	13.7		16.5	

- 注 1 Sentencing Statistics: England and Wales 2009による。
 2 「平均拘禁刑期」は、終身刑及び不定期刑を除く。
 3 ()内は、構成比である。

一方、2009年における拘禁刑受刑者の科刑状況は、4-1-6表のとおりである。

4-1-6表 拘禁刑の科刑状況(刑期別)

(2009年)

区 分	全犯罪		正式起訴犯罪	
総 数	100,190	(100.0)	80,239	(100.0)
3月以下	36,042	(36.0)	23,671	(29.5)
6月以下	21,310	(21.3)	13,764	(17.2)
12月以下	13,014	(13.0)	12,986	(16.2)
18月以下	7,289	(7.3)	7,284	(9.1)
3年以下	12,076	(12.1)	12,075	(15.0)
5年以下	5,768	(5.8)	5,768	(7.2)
10年以下	2,784	(2.8)	2,784	(3.5)
10年を超える	485	(0.5)	485	(0.6)
不定期刑	1,001	(1.0)	1,001	(1.2)
終身刑	421	(0.4)	421	(0.5)
平均拘禁刑期(月)	13.7		16.5	

- 注 1 Sentencing Statistics: England and Wales 2009による。
 2 「平均拘禁刑期」は、終身刑及び不定期刑を除く。
 3 ()内は、構成比である。

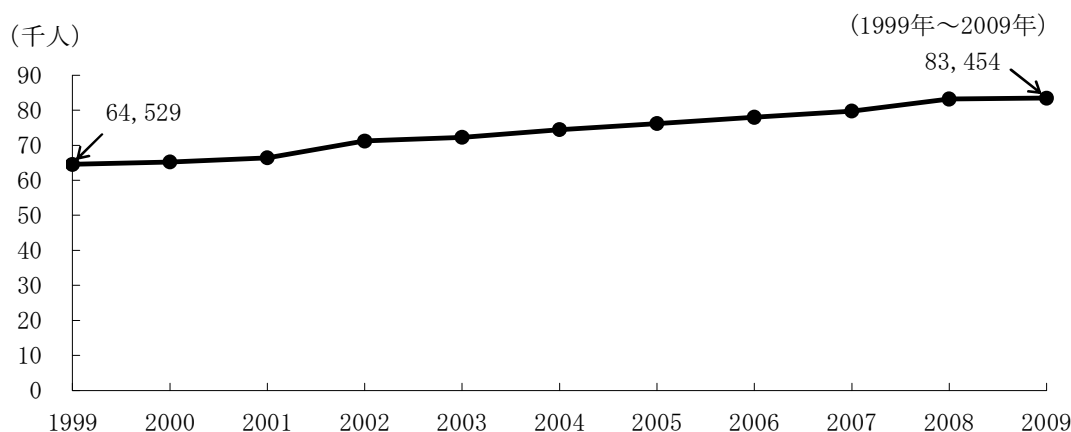
(3) 処遇

ア 施設内処遇

次頁の4-1-7図は、1999年から2009年までの刑務所収容人員（既決及び未決の被収容人員）の推移を示したものである。2009年6月末日現在の刑務所収容者数は、8万3,454人（うち、未決1万3,456人（16.1%）、既決6万8,488人（82.1%））、前年比0.3%増であった。これは過去10年間では最も低い年間増加率であるものの、1999年と比較すると29%増加（未決7%増、既決33%増）しており、刑務所収容人員の増加傾向が続いている²⁰。

20 Walmsley(2009)の刑務所拘禁率国際比較データでは、英国（イングランド・ウェールズ）は人口10万人当たりの拘禁率が153（2008年11月28日現在、8万3,392人収容）で比較的高い拘禁率の国である（調査対象国参考データ：フランス96、スウェーデン74、カナダ116、アメリカ756、韓国97（日本63））。

4-1-7図 刑務所収容人員の推移



注 1 Offender Management Caseload Statistics 2009による。
 2 各年6月30日現在の人員である。

4-1-8表は、2009年6月30日現在の成人拘禁刑受刑者の刑期の状況を罪名別に見たものである。刑務所収容人員の増加は、既決収容人員及び条件付早期釈放者の条件違反による再収容人員の増加に負うところが大きいほか、終身刑や公衆保護のための不定期刑²¹等、対象人員の増加により、刑期が全般的に長期化していることも影響していると見られている。

4-1-8表 成人拘禁刑受刑者の刑期別人員 (罪名別)

(2009年6月30日現在)

区 分	総 数	1年以下	3年以下	5年以下	5年を超える	終身・不定期刑
総 数	59,242	7,350 (100.0)	14,316 (100.0)	11,365 (100.0)	14,430 (100.0)	11,782 (100.0)
対人暴力	17,301	1,661 (22.6)	3,283 (22.9)	2,211 (19.5)	2,716 (18.8)	7,431 (63.1)
性犯罪	7,542	118 (1.6)	834 (5.8)	1,149 (10.1)	3,493 (24.2)	1,948 (16.5)
強盗	6,763	133 (1.8)	1,147 (8.0)	1,746 (15.4)	2,278 (15.8)	1,461 (12.4)
不法目的侵入	6,621	562 (7.6)	3,113 (21.7)	2,018 (17.8)	788 (5.5)	138 (1.2)
窃盗・贓物関与	2,917	1,542 (21.0)	958 (6.7)	285 (2.5)	114 (0.8)	18 (0.2)
薬物犯罪	9,841	283 (3.9)	2,523 (17.6)	2,900 (25.5)	4,121 (28.6)	13 (0.1)
その他	8,257	3,051 (41.5)	2,456 (17.2)	1,056 (9.3)	919 (6.4)	773 (6.6)

注 1 Offender Management Caseload Statistics 2009による。
 2 実人員は原表のままであり、刑期別の人員の合計は、総数に一致しない。
 3 ()内は、構成比である。

一方、2009年の有期刑受刑者の出所人員は、9万1,200人であった。同年に、電子監視の対象となる在宅拘禁外出禁止制度 (Home Detention Curfew (HDC) scheme)²²により刑務所を出所した者は1万1,534人であり、これはHDC適用候補者(刑期3月～4年の者5万2,000人)の22%に当たる。また、同年のHDCによる出所者のうち1,441人(約13%)が、

21 公衆保護のための拘禁刑とは、最高刑期10年以上の特定性犯罪又は特定暴力犯罪で有罪が確定し、裁判所が危険性を認められた者について適用される不定期刑である。この刑罰の前身は、2度目の重大暴力犯罪や重大性犯罪に適用されていた自動的終身刑であり、2005年に公衆保護のための拘禁刑に代わった。これと同等の措置として、18歳未満の者には、公衆保護のための拘留がある。

22 HDCは、刑期3月から4年未満の刑に服している拘禁刑受刑者を、外出禁止条件を付け釈放し、釈放後の生活準備に当たらせる制度である(この刑期条件に該当する対象者から、法定除外事由に当たる性犯罪や暴力犯罪者、退去強制待ち受刑者、HDC条件違反の履歴のある者、リスクアセスメントにより不適当と判断された者等は除外される)。HDC釈放対象者は、外出禁止時間(通常夜7時から翌朝7時まで)が記載された許可証にサインして出所し、帰住地(自宅又はホステル(更生保護施設))に戻ってから、在宅状態を確認するため電子監視装置が装着される。

各種の違反事由により刑務所に再収監（HDC取消しによるもの）²³された。この再収監対象者中、231人（16.0%）は、違反により新たに事件として立件された者であり、その内訳は、HDC期間中の再犯228人、HDC条件違反3人であった。新件立件措置に至らなかった1,210人の再収監事由は、HDC条件違反が927人（76.6%）、電子監視装置取付けの失敗（取付日の不在等）108人（8.9%）等であった。

イ 社会内処遇

2009年末現在のプロベーションサービス係属人員は24万1,504人（前年比1%減）であり、1999年の水準より38%増加している。同年にプロベーションサービスが監督指導を開始した対象者の総人員は20万5,812人であり、その内訳は、社会内命令12万2,796人、執行猶予命令4万6,897人、釈放前または釈放後監督指導4万5,970人等となっている²⁴。監督指導開始人員について社会内命令及び執行猶予命令の別に見ると、**4-1-9表**のとおりである。電子監視機器装着が適用される「外出禁止命令」は、適用例が4番目に多い遵守条件となっている。

なお、2009年の社会内命令及び遵守条件付き執行猶予命令終了者（各130,533人、43,783人）の終了事由は、それぞれ満期終了52%、55%、良好早期解除12%、10%、遵守事項違反による取消し16%、12%、再犯による取消し10%、16%、その他10%、7%であった。

23 HDC対象者のHDC取消しによる再収監は、1991年刑事司法法38条(1)項の規定に基づく措置である。

24 この統計の総人員数は、同年中にプロベーションサービスにより複数の監督指導を受けた場合も重複計上していないため、内訳の合算値と一致しない。

4-1-9表 社会内命令・遵守条件付き執行猶予対象者の態様

区 分	社会内命令		遵守条件付き執行猶予	
総 数	122,796		46,897	
平均係属期間(月)	13		17	
罪名				
対人暴力	11,272	(9.2)	8,869	(18.9)
窃盗・贓物関与	23,973	(19.5)	6,875	(14.7)
交通略式犯罪	17,904	(14.6)	5,297	(11.3)
交通以外の略式犯罪	40,338	(32.8)	10,628	(22.7)
その他	29,309	(23.9)	15,228	(32.5)
年齢				
18-20	21,762	(17.7)	7,134	(15.2)
21-24	23,074	(18.8)	9,099	(19.4)
25-29	22,148	(18.0)	8,780	(18.7)
30-39	30,719	(25.0)	11,849	(25.3)
40-49	18,422	(15.0)	7,116	(15.2)
50-59	5,359	(4.4)	2,206	(4.7)
60以上	1,312	(1.1)	713	(1.5)
遵守条件の数				
1つ	61,260	(49.9)	17,124	(36.5)
2つ	43,070	(35.1)	19,890	(42.4)
3つ以上	18,466	(15.0)	9,883	(21.1)
遵守条件内容				
遵守条件総数	231,444		90,374	
監督指導	77,769	(33.6)	33,481	(37.0)
無償労働	76,699	(33.1)	23,318	(25.8)
認証プログラム参加	23,442	(10.1)	12,457	(13.8)
外出禁止命令	16,479	(7.1)	7,120	(7.9)
その他	37,055	(16.0)	13,998	(15.5)

注 1 Offender Management Caseload Statistics 2009による。

2 ()内は、構成比である。

第2 英国における位置情報確認制度

1 制度の概要及び目的

英国において、犯罪者の位置情報確認に用いられてきた電子監視の方式には、次の3つがある。

(1) 犯罪者が指定時間に自宅等指定場所に滞在しているか確認する方式(無線電波(Radio Frequency, RF)方式)。対象者は、措置期間中、在宅状態を確認する位置情報確認機器を装着し、指定された居所に一定時間滞在していなければならず、違反した場合は不良措置が執られる。この方式は、刑務所の過剰収容緩和や社会復帰を促進する方策として評価を受け、活用されている。

(2) 電話交信によりあらかじめ登録された対象者の声紋と電話応答の声紋の同一性を自動確認し、プログラム参加状況等を確認する方式(音声認証(Voice Verification)による生体認証(Biometrics))。所在場所の確認は、固定電話の番号により確認される。この方式は、社

会内処遇におけるプログラム参加等の処遇を強化する方策として2001年に導入されたが、使用例はわずかという。

(3) 犯罪者の居所を人工衛星測位により追跡確認する方式 (Satellite Tracking , GPS 方式)。2004年から2006年の間に試行されたが、その後試行は打ち切れ本格導入には至っていない (詳細は後述)。

以後、本稿において、「電子監視」という場合、特に断りのない限り、(1) の無線電波 (RF) 方式による電子監視の制度や実務を中心に解説する。

2 制度導入の背景・歴史²⁵

刑務所過剰収容問題は、かねてより英国政府の重要な政策課題の一つであった。刑務所収容人員は、2009年6月末現在、約8万3,500人に達し、1999年の収容水準より約3割増加した。財政面の制約から、刑務所を更に増設することは困難なため、政府は、拘禁代替措置として社会内で犯罪者を処遇できる信頼性ある効果的な施策を必要としていた。「刑務所は、それに値する者を、そうでない者には厳格な社会内処罰を。」という二方向のアプローチによる犯罪者処遇が刑事政策の基本方針とされ、英国の電子監視制度は、後者の施策に貢献する一手法として導入された経緯があるという。

英国の電子監視制度導入の歴史は、次頁の4-2-1表のとおりである。英国の場合、電子機器による位置情報確認制度の導入に際しては、在宅拘禁外出禁止制度 (HDC) を除き、小規模のパイロット地域における試行的運用期間に、機器の動作状況、実施手続、実施体制等を確認し、その有効性や本格的導入の適否等を検証してから、全国展開するやり方が採られている。

25 本節の記述は、Snelgrove(2010a, 2010b)に基づく。

4-2-1表 英国における位置情報確認制度の歴史

1989	在宅確認型の電子監視が公判前段階の対象者に2市で試行的に運用される。
1991	刑事司法法 (Criminal Justice Act 1991) に電子監視付き外出禁止命令 (Curfew order with Electronic Monitoring) が規定される。
1995	電子監視付き外出禁止命令が3つの保護観察管轄区域で試行運用される。
1997	同命令が、更に4区域で拡張され、試行運用される。
1998	犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act 1998) に、残刑期の執行を電子監視付き在宅拘禁に代え、一部の受刑者を早期釈放させる制度 (=在宅拘禁外出禁止制度, Home Detention Curfew scheme, HDC) が規定される。
1999	在宅確認方式電子監視によるHDC (同年1月), 外出禁止命令 (Curfew order) (同年12月) がイングランド・ウェールズ全土で実施される。
2000	刑事裁判法 (Criminal Justice and Court Services Act 2000) に、裁判所命令の遵守条件又は釈放許可証の遵守条件として、外出禁止に限らず電子監視条件を設定できる旨の規定が盛り込まれる。
2001	生体認証方式 (Biometric) 声紋認証による電子監視が導入される。
2003	刑事司法法に電子監視付外出禁止命令を含む12種類の遵守条件付き社会内命令 (Community Order) が規定される (2005年施行)。
2004-2006	衛星追跡 (GPS) 方式電子監視 (Satellite tracking) の試行が3区域で実施される (2007年に評価報告書公表)。

3 電子監視の対象者の要件等

(1) 対象者の区分

ア 無線電波 (RF) 方式

電子監視の対象者には、以下の5つの区分がある。4-2-2表は、対象者の区分等の概要をまとめたものである。

4-2-2表 電子監視対象者の区分等

区 分	概 要
① 在宅拘禁外出禁止 (Home Detention Curfew, HDC ²⁶) 1999年1月28日開始 1991年刑事司法法 (Criminal Justice Act) 34A条, 37A条 ²⁷ 2003年刑事司法法246条	3月以上4年未満の拘禁刑受刑者が2週間から4.5か月の範囲で早期釈放を許され、釈放期間は電子監視に付されるもの (性犯罪者等選考対象外とされる者がある)。 外出禁止時間は、釈放日を除き最低9時間と定められているが、現行実務では12時間に設定されている。 実務上、釈放許可証に記載された条件に受刑者が同意しない場合は、HDCによる釈放は許可されない扱いとされている。

26 HDCの手続詳細は、HM Prison Service (2010) Prison Service Order 6700; Home Detention Curfewを参照。

27 この2条文は、1998年犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act 1998) の99-100条により設けられた。

<p>② 保釈 (Bail) 一般保釈基準該当対象者 2002年6月1日開始 電子監視付き特別保釈基準対象者 2008年5月8日開始 1976年保釈法 (Bail Act) 3(6)条, 3AA条, 3(6ZAA)条 1969年児童・青少年法 (Children and Young Persons Act) 23AA条</p>	<p>刑事被告人を勾留する代わりに電子監視付保釈とするもの。少年のうち、17歳の者は成人と同様な保釈基準が適用される。12歳以上16歳以下の少年では、犯罪内容が、性犯罪、暴力犯罪、成人の場合ならば14年以上の長期刑に付される可能性がある重大事犯、拘禁刑相当の犯罪を繰り返して再勾留されている者等を、電子監視付き保釈を行う対象としている。</p>
<p>③ 拘留・訓練命令 (Detention and Training Order, DTO) 2002年5月29日開始 1998年犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act) 75条で創設 (現在2000年刑事裁判所 (量刑) 法 (Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act) 102条に統合)</p>	<p>8～24月の拘留・訓練命令が科された18歳未満の者に適用される。釈放予定日の1～2か月前 (言渡し期間の2分の1経過後) に早期釈放され電子監視付き外出禁止とされる。外出禁止時間は法定されていないが、実務上、大部分の場合で、12時間の外出禁止の措置が執られている。</p>
<p>④ 遵守条件付き社会内命令 (Community Order with Requirements, CO) 2005年4月4日開始 2003年刑事司法法204条, (205条)</p>	<p>2005年4月4日以降の犯罪で、電子監視付外出禁止条件か立入禁止条件 (両条件とも社会内命令の12種類の遵守条件の一つ) が科された18歳以上の者に適用される (GPS実施計画の中止により電子監視付立入禁止条件は未施行である)。外出禁止の実施期間は最大6月であり、立入禁止の場合は最大2年とされている。また、外出禁止時間は2～12時間の範囲で設定するものと定められている。単独で電子監視が科される場合もあれば、他の遵守事項と組合せて併科される場合もある。他の遵守条件には、前記のとおり、処遇プログラム参加、無償労働等がある。</p>
<p>⑤ 青少年更生命令 (Youth Rehabilitation Order,YRO) 2009年11月30日開始 2008年刑事司法・移民法1(1)(g)条, 同1(1)(h)条²⁸</p>	<p>2009年11月30日以降の犯罪で、青少年更生命令の遵守事項である外出禁止条件又は電子監視付集中監督指導・監視プログラム (Intensive Supervision and Surveillance Programme, ISSP) を科された10歳以上17歳以下の者に適用される。外出禁止の実施期間は最大6月であり、外出禁止時間は2～12時間の範囲で設定するものと定められている。単独で電子監視条件が科される場合もあれば、他の遵守条件が併科される場合もある (他の遵守条件には、処遇プログラム参加、無償労働 (16歳以上) 等がある)。</p>

28 (g) 条は外出禁止措置に係る電子監視の使用の根拠, (h) は立入禁止に係る電子監視使用の根拠であるが, (h) はGPS方式による試行が打ち切られたため, 電子監視付き立入禁止措置は, 成人同様に実施されていない。

イ 生体認証（声紋認証）方式

上記の無線電波（RF）方式の適用対象区分のいずれでも用いることができるが、実務では、警察で実施される活動プログラムや薬物乱用防止プログラム等の指定された場所に指定された時間にいるかどうかを確認するために限定的に用いられている。

（2）対象者の選定手続

ア 在宅拘禁外出禁止（Home Detention Curfew, HDC）による刑務所からの早期釈放措置の場合

3月以上4年未満の刑期要件を満たす受刑者は原則として選考の対象となるが、1991年刑事司法法34A条に定められた暴力犯罪者・性犯罪者、一時釈放中不帰還受刑者、精神保健法により入院命令に服している受刑者等は選考から除外される。

選考審査が可能となる服役期間は、刑期3～4月の場合は30日の服役後であり、刑期に応じて15～30日のHDC期間が設けられる。刑期4月以上1年未満の場合は、刑期の4分の1服役後、刑期に応じて30～90日のHDC期間が設けられる。刑期が1年以上の場合は、刑期の2分の1の経過期日の90日前とされ、90日間のHDC期間が設けられる。

選考対象となる受刑者には、犯罪パターン、犯罪内容、犯罪歴、再犯リスク等を審査するリスクアセスメントを、原則としてHDCによる釈放予定日の10週間前に開始しなければならない。リスクアセスメントにおいては、標準的な適格性の審査において被害者関係、逃走・所在不明履歴、各種裁判所命令違反履歴、判決前調査報告書所見、帰住先の適格性等が検討され、過去の一時釈放成績が不良だった者や再犯リスク評価が高いなど、さらに審査が必要な場合は、二次的なアセスメントが行われる。二次的なアセスメントは、施設長や施設駐在保護観察官等からなる委員会の審査によらなければならない。最終的な適用の許否の決定は、施設長等、受刑者の管理権限を有する者（民営刑務所関係者を含む）が判断する。許否の決定は、決定後速やかに受刑者に告知されなければならない。HDCを否決する場合は、その理由も提示しなければならない。HDCの実施については本人の同意が必要である。決定に対しては、受刑者は不服申立てができる。

HDCの許可決定のあった者の釈放に関しては、釈放の14日前に電子監視の契約業者、プロベーションサービスや警察に書面で通知される。電子機器の装着は、釈放当日、帰住先住所において契約業者が行い、外出禁止の履行状況確認も契約業者が行う。

イ 社会内命令等による裁判所の命令の場合

保護観察官が作成する判決前調査報告書（pre-sentence report）の処遇意見等を勘案して、裁判官が決定する。判決前調査報告書には、犯罪と犯罪者の背景に関する情報及び適切と思われる処分選択に関する意見が盛り込まれているが、電子監視の選択の際に考慮される事項としては、住居に継続的な電力供給が見込めることや電子監視機器の敷設に当たって他の居住者の協力が得られるか等が考慮される²⁹。

²⁹ 電子監視機器の敷設により電話の通信機能に一部制約が起これり（例、転送機能やキャッチフォン機能の制限等）、同居人にも不利益を与えるため、居宅の受入れ条件の事前調査は同居人に対しても行われる。

4 位置情報確認等の方法

(1) 無線電波（RF）方式の電子監視

犯罪者が足首に発信機（PID（Personal Identity Device）又はタグ（tag）という。約70グラム、72×35×18mm、防水、写真右）を装着し、指定場所に固定された受信機（ホームモニタリングユニット、写真左）がその発信信号を受信する。その受信信号は電話回線（固定又は携帯）を経由してモニタリングセンターのコンピュータに送信される。外出禁止時間中の在宅状態、対象者の不在、機材破壊・損傷等の問題等は、モニタリングセンターコンピュータに記録され、民間企業のモニタリング担当職員が直ちに対応策³⁰（後述）を取る。

(2) 生体認証（音声認証）方式の電子監視

処遇プログラム実施場所等の指定場所に設置された電話に、モニタリングセンターの監視コンピュータから自動的に架電される電話を対象者が受け、コンピュータの質問に答えるか数字を復唱する形で音声を送り返す。これにより、あらかじめコンピュータに登録された声紋との同一性が確認される。不一致の場合は、モニタリングセンターのコンピュータから警報が発せられ、モニタリング担当職員が対応策（後述）を取る。



Serco社の管轄区域で用いられる受信機（ホームモニタリングユニット）（左）とタグ（右）



G4S社管轄区域で用いられる受信機（ホームモニタリングユニット）（左）とタグ（右）

5 措置内容及び期間

無線電波（RF）方式対象者は、一日のうちの一定時間、自宅等指定された場所に電子タグを装着した状態で滞在していなければならない。電子タグは、措置開始とともにモニタリングを行う民間企業の職員によって装着され、措置期間の終了まで外してはならない（タグの着脱には、モニタリング会社の特殊工具を使用する必要がある、通常は対象者が着脱することは不可能である。）。措置対象となる処分の区分別の外出禁止の指定時間、実施期間等は次頁の4-2-3表のとおりである。

30 本稿6（2）参照

6 位置情報確認等の実施体制

(1) 監視業務

監視業務は、民間企業に委託されている。企業は、機器の提供、器具の装着・設置、モニタリングとデータ管理、違反時の初期対応を行う。法務省は、民間企業2社（現地調査時点ではG4S社とSerco社）と2005年4月に5年契約を結び、2009年に契約を2年延長し、契約期間は2012年3月31日までとなっている³²。受託企業は、毎月、法務省と業務状況の見直しを行い、業務の質を一定水準に保つよう監督されている。監視業務の大半を民間委託としているのは、英国のように比較的面積が狭く、人口密度が高い地域においては、公務員が対応するよりも、民間企業にサービスを任せる方が費用対効果が高いという財政面の理由による。

4-2-3表 電子監視措置対象区分別実施期間等の概要

処分区分	監視時間	監視期間	場所
① 保釈 (Bail)	制限なし	制限なし	許可があれば自宅でもよいが、ほとんどの場合は自宅が指定される。電力の安定供給等、電子監視機器設置・作動可能環境が必要である。
② 在宅拘禁外出禁止 (Home Detention Curfew, HDC)	9時間以上（ほとんど夜間12時間が指定されている。）	拘禁施設釈放から刑期に応じて定められた期間（詳細は本文参照）	
③ 拘留・訓練命令 (Detention and Training Order, DTO)	制限なし。（ただし、ほとんどの場合、夜間12時間が指定されている。）	刑期の2分の1より前の早期釈放に当たる期間（1～2月間） ³³	
④ 社会内命令 (Community Order, CO)	1日2時間以上12時間以内	6月以内	
⑤ 青少年更生命令 (Youth Rehabilitation Order, YRO)	1日2時間以上12時間以内	6月以内	

(2) 違反時の対応

電子監視を伴う処分の取消対象となる主な違反は、外出禁止時間帯の不在や機器損傷・破壊である。これらの違反状態に関する警報はモニタリングセンターのコンピュータに記録され、モニタリング担当者が、対象者に電話するか、家庭訪問し、対象者の不在や機器の損傷等を確認する。なお、緊急に病院に受診が必要な場合や、就職面接等で変則的に外出する必要が生じた場合等、特別な事情がある場合は、モニタリング担当者に速やかに連絡しなければならない（担当者はその理由が事実かどうか電話等により確認を行う。）。一方、対象者の違反行為が確定した場合は、保釈の場合は直ちに警察に通報され逮捕される。

在宅拘禁外出禁止（HDC）等、矯正施設からの条件付釈放措置の場合は、モニタリング

32 G4S, Serco社とも警備関連企業である。G4S社はGroup4社とSecuricorの合併により誕生した会社であり、Serco社はPremier Monitoring社を前身とする会社である。

33 ただし、刑期の2分の1を超過し釈放された者で、集中監督監視条件が監督条件として課されている者の場合は、同措置の期間について電子監視が行われる。また、多機関公衆保護協定（MAPPA）レベル3の指定を受けた高リスク少年も、各種施設釈放後に電子監視付き外出禁止の措置が執られることがある（MAPPA等の近年の英国再犯防止対策の解説は、法務総合研究所(2009)『研究部報告42 再犯防止に関する総合的研究』参照）。

担当者から違反がケース管理担当官に連絡され、法務省の担当部署で事後措置が決定される。裁判所の決定による社会内命令等の場合は、モニタリング担当者が直接裁判所に連絡をするか、モニタリング担当者がケース管理担当官に連絡後、ケース担当官が裁判所に報告する。その後は裁判所の判断に基づき指導強化、措置取消し等の必要な措置が執られる。

7 運用実績

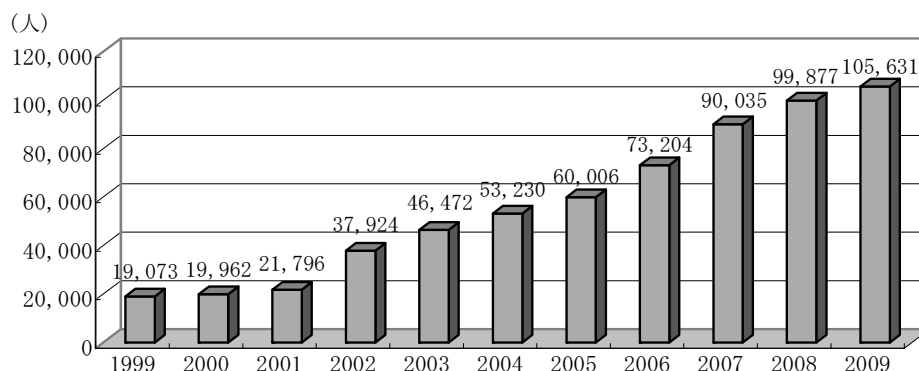
(1) 実施実績³⁴

1999年度から2010年の調査訪問時点までに、英国は、累計で68万5,000人を上回る電子監視を実施してきたという。4-2-4図は、1999会計年度から2009会計年度までの実施状況を年度別に示したものである。

2009会計年度には総員で10万5,000人、一日平均では約2万1,000人が電子監視に付されている。その処分別内訳は、保釈29%、社会内命令54%、早期釈放15%であった³⁵。社会内命令では約80%、早期釈放では90%以上の対象者が、違反なく措置期間を終了している。

4-2-4図 英国における電子監視の年間実施実績の推移

(1999年度～2009年度)



- 注 1 データはSnelgrove (2010a)による。
 2 上記数値は、音声認証方式の電子監視は含まない。

(2) 実施コスト、本人費用負担等

電子監視の実施コストは、監視業務維持管理経費(固定月額)、対象者機器装着・撤去費用、対象者監視日額の3つの要素から構成されている。2009会計年度における電子監視の支出は、10万5,000人の対象者に対し、総額9,400万ポンド(約113億円)であった。電子監視のコストは、刑務所収容コストの約5分の1であり、保護観察官による監督指導や無償労働のコストよりも安上がりであるという³⁶。英国の場合、本人の電子監視コストの自己負担は求められないが、機材使用の電気代と電話料金は本人支払となる。

34 BBCの報道によれば、2009年の少年に対する電子監視は約2万人に及んだが、うち半数以上の者が足環の破壊又は外出禁止の違反行為に及んだと伝えている(BBC, 2010)。

35 電子監視の対象となる各処分の概要は、4-2-2表参照。社会内命令では電子監視条件のみの場合とその他の条件が併科されている場合がある。早期釈放の区分は在宅拘禁外出禁止(HDC)による条件付釈放である。

36 英国会計検査院の報告によれば、90日の電子監視付き在宅拘禁外出禁止(HDC)コストは1,300ポンド(約15万6,000円)であり、同期間刑務所に収容した場合のコストは6,500ポンド(約78万円)であった(NAO, 2006)。

8 実施効果の評価等

(1) 全般的評価

前記のとおり監視プログラム実施期間中の違反は全般に少なく、刑務所収容コストの削減につながるものとして評価を得ているが、そもそも電子監視自体は犯罪的な性向の改善を目指したものではないため、再犯防止効果は期待されていない。また、電子監視実施後の再犯防止効果を支持する実証データもないのが現状である³⁷。現地調査における実務担当者の意見でも、電子監視はプログラム参加の拘束力を高めるなどの効果はあるものの、再犯防止に重要なのは、犯罪者のニーズに応じたプログラムの提供や処遇のあり方であるとの意見が多く認められた。

(2) リーズ大学 (Leeds University) の調査所見 (2005年)³⁸

217人の外出禁止命令を受けた犯罪者を調査対象とし、このうち78人の対象者、20人のモニタリング職員に面接調査が実施された。その結果、措置開始直後の違反は多かったが、79%が取消しなく措置終了となった。終了率が比較的高い理由については、調査対象者の外出禁止時間が9時間以内と短く、監視期間も90日以内と比較的短期であったことも影響していると推定されている。最初の違反は平均49日以内になされていたが、開始初期に違反する者のうち75%は、17～22歳の若年層の対象者であった。

電子監視の措置による態度変化に関する対象者の回答では、犯罪行為の低下につながる者(46%)、今後犯罪行為をしない意思が強化されたとする者(68%)、犯罪行為につながる薬物乱用の低下につながる者(大麻を除く。)(41%)、飲酒問題の改善につながる者(42%)といった結果が得られた。

結論として、電子監視措置による影響は、対象者の「変化への準備性」がどの程度かによって異なること、犯罪をやめようと模索している対象者には効果が大きいこと、自己の生活様式を振り返る機会を与え乱れた生活習慣の改善にはつながること、雇用や人間関係の妨げになることはあまりないことなどが指摘されている。

(3) 下院決算委員会報告 (2006年)³⁹

2006年の下院決算委員会報告は、在宅拘禁外出禁止(HDC)制度等、電子監視付き外出禁止措置は、家族関係や就労の継続に資するもので、犯罪者の社会復帰を支援し得る上に、刑務所収容費用より1日当たり平均70ポンド安く、刑務所の過剰収容緩和や矯正コスト削減に寄与するものだと評価している。

しかし、タグの装着だけで再犯防止を図れるものではないため、監視システムに何らかの問題が生じればリスクは高まり、タグ装着者が殺人を犯した例もあることに言及し、対象者

37 再犯防止効果を検証した調査では、内務省の研究部が行った調査があるが、外出禁止命令を受けた犯罪者の73%が2年以内に何らかの犯罪で有罪判決を受けており、これはマッチングした対照群の結果と大差がなかった(Sugg et al., 2001)。この研究は、英国法務省が各種措置の再犯抑止効果を調査した評価研究においては、まだ十分なエビデンスが得られていない措置のカテゴリーに整理されている(Perry et al., 2009)。また、現地調査における法務省の担当者は、再犯防止効果については、電子監視が「ニュートラル(ポジティブでもネガティブでもない)」と表現していた。

38 Anthea Huckles. (2005) "Curfew Research: Enhancing compliance and impact-England and Wales 2005", University of Leeds.

39 House of Commons Committee of Public Accounts (2006) "The electronic monitoring of adult offenders: Sixty-second Report of Session 2005-6."

の適正選択やGPS装置利用の可能性の検討を要請している。

(4) 在宅拘禁外出禁止(HDC)条件で早期釈放となった受刑者の再犯等に関する研究(2011年)⁴⁰

法務省が2011年に発表した評価研究は、前記した下院決裁委員会報告で対象者の適正選択等についての検討を求められたことなどから実施されたものである。この研究では、2000年1月から2006年3月までの釈放者データ中、刑期、刑務所入所回数、罪名等の条件によりHDC条件で釈放の可能性があった約19万人をサンプルとした(このうち、実際にHDC条件で釈放された者約6万3,000人であった。)

サンプルの特徴では、HDC条件に付される者は、付されなかった者に比べ女子の構成比及び釈放時年齢が高く、釈放前の犯罪回数が少ない特徴が見られた。

次に、HDC条件が付いて刑務所へ再収監された者の特徴を見ると、HDC群の10%に当たる6,643人が再収監され(10%中、遵守条件違反8%,再犯2%),刑務所入所時罪名では、侵入窃盗と強盗が他の罪名の者より再収監率が約2倍高く、再収監となった者では、遵守条件違反履歴を持つ者の構成比や犯罪回数が再収監されなかった者に比べ約2倍高いことが確認され、対象者を適正に選択するためには、これらの条件をよく吟味する必要性が示唆された。

さらに、釈放後12月目及び24月目の再犯率(この調査では、釈放後のフォローアップ期間中に警察の統計データベース上に犯歴情報のある者及び外出禁止等遵守条件違反で刑務所に再収監された者の双方が再犯と定義された。)は、HDC条件となった者の方がHDC条件とならなかった者に比べて低かったが(HDC群釈放後12月再犯率約24%,24月再犯率32%;非HDC対照群12月再犯約51%,24月再犯率69%),各種属性から見て、もともとHDC条件に付された者の犯罪性は低いため、回帰分断デザイン(Regression Discontinuity Design)と呼ばれる準実験的な統計手法により、両群の差異を統計的に統制し、HDC条件が再犯に及ぼす効果を推計したところ、対照群に比べ釈放後12月再犯では4%,24月再犯では2.6%再犯が減少するとの推計値が得られたが、これらの差異は統計的に有意でなかった。つまり、HDC条件群は、非HDC群と再犯率は異ならないと推定される。この研究の研究者は、電子監視機器によるHDC条件が再犯率の低下に影響しなくても、HDC条件によって早期釈放をしてもHDC条件とならず刑務所収容を続けた場合に比べて再犯は特に増えず、電子監視が収容コストより安上がりなので、HDCの政策上の意義はあると結論づけている。

9 人工衛星追跡(GPS)方式電子監視の試行の概要⁴¹

2004年から2006年にかけて試行が行われ、本格導入が見送られた人工衛星追跡(GPS)方式電子監視の試行調査結果(2007年)の概要は以下のとおりである。

(1) 試行目的・実施地域等

英国における人工衛星追跡(GPS)方式電子監視は、立入禁止(排除)命令(exclusion

40 Marie, O. et al. (2011)

41 本項の記述は、Shute, S. (2007)によるバーミンガム大学の調査報告に基づく。なお、同試行については、横地(2009)に概要紹介がある。

order) の遵守状況を確認し、同方式の監視機器の性能、実施方法等を検討する目的で、イングランド・ウェールズの3地域（グレーターマンチェスター、ハンプシャー及びウエストミッドランド）を試行地域とし、2004年9月から2006年6月まで試行された。

（2）対象者

試行対象となった犯罪者は、総員336人（成人268人、青少年68人）であり、頻回犯罪者、性犯罪者、暴力犯罪者、DV犯罪者等の高リスク犯罪者を中心として、青少年犯罪者（年齢18歳未満）の場合は、強化監督指導監視プログラム（Intensive Supervision and Surveillance Programme）に服している者が対象とされた⁴²。処遇内容別構成比は、許可条件付き早期釈放が94%、社会内命令が6%であった。試行対象者中、立入禁止条件が裁判所により科された者は、全体では35%（316人中111人）（成人では34%（261人中91人）、青少年では36%（55人中20人））であった⁴³。なお、この試行に係る調査では、対象者の292人（対象者全体の87%）に面接調査が実施された。

（3）位置情報確認の方法等

この試行プロジェクトでは、各地域で異なるメーカーのGPS機器が使用されたが、いずれの地域でもGPS受信機と足環（個人識別信号を発信する。）から構成される2ピース型の機種が使用された。GPSの追跡方式は、2地域が受動型（位置情報をGPS受信装置に記憶させ、1日分又は1日4回の頻度で固定電話回線又は携帯電話回線により位置情報を機器提供企業のサーバーに送信し、事後的に遵守条件違反等確認を行う方式）、1地域がハイブリッド型（警報が出るまでは受動型の動作で位置情報を記憶し、警報が出てからは能動型のほぼリアルタイムの追跡を行う）を使用した。受動型の対象者数は321人（96%）であり、ハイブリッド型の対象者数は15人（4%）であった。常時ほぼリアルタイムの追跡を行う能動型の位置情報確認は、他の方式に比べ各種の負担が大きいことから試行されなかった。

また、対象者の位置情報は、位置情報の確認作業を行う機材提供企業から次の3種類の形で提供された⁴⁴。

- ① 立入禁止区域に対象者が入ったときのみ通報を行うもの・・・80人（24%）
- ② 居所に関する一般的情報に加え、立入禁止区域侵入の情報提供を行うもの・・・39人（12%）
- ③ 居所に関する一般的情報のみの情報提供を行うもの・・・217人（65%）

モニタリング費用（受動型の追跡に限る。）は、1日一人当たり約42ポンド（約5,000円、1ポンド=120円として換算。以下同じ。）を要し、対象者一人当たり平均72日間の位置情報確認が行われたため、機器装着期間を通じた経費は、平均約3,024ポンド（約36万3,000円）で

42 成人のリスク評価は、標準化された評価尺度であるOASys及びOGRSで行われた。これらの客観的リスク評価尺度で高リスクと判定されなかったのは、成人対象者のうち11人のみであった。

43 立入禁止条件以外に対象者に科された主な遵守条件は以下のとおりであった。居住施設指定条件（施設釈放後、ホステルへの居住を求められた者105人、33%）、外出禁止条件（外出禁止時間が設定された者200人、63%）、MAPPA監督条件該当（多機関公衆保護協定によるリスク管理の措置が執られた者120人、36%）。

44 Shute(2007)の調査報告書によれば、この試行では、コスト面の問題等からプロベーションサービス等の刑事司法機関職員が、インターネットを介して機器提供企業の位置情報プログラムに直接アクセスするような対応はなされなかったようである。

あった⁴⁵。

(4) 試行結果の概要

ア GPS機器の性能等

試行を通じ、装置は良好な条件下では対象者の位置情報をほぼ正確に示すが、高層の建造物の陰や建物内では信号の受信が妨げられ位置情報確認エラーが起りやすいことが確認された。

イ GPS機器装着への対象者の反応や態度

対象者が犯罪を起こそうとする場合は、足環を無理やり外そうとしたり、衛星信号の受信機を放置して行動する傾向にあることも分かった(なお、これらの行為は警報の対象とされ、即座に警察通報等の措置を執られた)。

面接調査を受けた犯罪者(292人)は、「(GPS装置による)追跡はトラブルを避けるのに役立ったか。」との質問に、46%(283人中129人)が「はい」と答えた。一方、対象者のうち51%(266人中135人)の装置が追跡期間中に壊れたが、多くの者は、自分で落とすか壊すかしたこと又は受信機を水に沈めてしまったために機械が壊れたことを認めたという。

ウ 遵守条件違反等

遵守条件違反等による刑務所への再収監・措置取消しデータの分析によると、調査対象者の58%(336人中194人(成人の61%及び少年の46%))が刑務所への再収監又は社会内命令取消しとなった。この194人中、GPSの位置情報のみを証拠として再収監・措置取消しとなった者は36人(再収監・措置取消し全体の19%)、GPSの位置情報及び他の情報源を証拠として再収監・措置取消しとなった者は51人(同26%)、GPSの位置情報以外の証拠による再収監・措置取消しとなった者は107人(同55%)であった。

成人の再収監対象者で衛星信号受信装置不携帯又は充電切れ等で位置確認が不能となるなどして48人が不法な不拘束状態⁴⁶(最長233日)に置かれていたことも判明した。また、対象者のうち、86人(全体の26%)がGPS機器装着期間中又は遵守条件違反により不法な不拘束状態にある間に起こした犯罪により有罪判決を受けた。このうち、GPS機器装着期間中の犯罪により拘禁刑判決を受けた者は42人いたが、うち1人は重大事件を起こし終身刑に処せられた。さらに、不法な不拘束状態の期間中の犯罪により拘禁刑となった10人中、2人は重大事件により公衆保護のための不定期刑に処せられた⁴⁷。

10 今後の動向等

前記のとおり、英国の人工衛星追跡(GPS)方式電子監視では、各種の技術的問題が生じた上に、対象者の側の違反行為も少なからず見受けられたことが、本格導入を中止する一

45 この費用は、機器提供企業の監視コストのみであり、プロベーションサービス等関係機関の監督指導コストは含まれていない。

46 不法な不拘束(unlawfully at large)状態とは、遵守条件違反により逮捕状が発付されてから施設に再収監されるまでの間、身柄が不拘束状態にあることであり、身柄確保までに時間を要する場合や、所在不明、逃走、一時釈放中の不帰着等が含まれる。

47 Shute(2007)の調査では、試行期間と調査時期が近接していたため、試行実施期間中の再犯情報の分析のみが行われており、再犯抑止効果に関する試行の成り行き調査は行われていない。

因であったと考えられるが、法務省の担当者によると、人工衛星追跡(G P S)方式電子監視については、最近の児童に対する性犯罪に関する対策や関連機器の技術的向上を見ながら、犯罪者の長期的監視への導入が検討されることになるだろうということである。

おわりに

以上、英国における電子監視制度について概観した。英国の無線電波(R F)方式の電子監視による位置情報確認は、刑事司法の入口段階から出口段階まで広範に活用されており、ヨーロッパ地域では、実施規模が大きい国である。

英国は、公衆保護の要請と予算削減のバランスに配慮し、拘禁施設の過剰収容対策や再犯防止に有効と考えられる施策の導入を目指し、その一環として電子監視技術を積極的に活用し、主に財政面の観点から広範な使用の支持を得ているように見受けられる。しかし、電子監視技術自体は、プログラム参加への拘束力を高めるなどの効果は期待されるものの、これまで見てきたように再犯防止の決め手になるものではない。

人工衛星追跡(G P S)方式の電子監視については、試行期間中に認められた各種の問題などの事情により、導入には慎重な姿勢が認められるが、頻回犯罪者対策のためのプログラムや多機関公衆保護協定再犯者対策を強化するなど、様々な形で再犯防止対策を強化している英国にあって、位置情報確認の技術利用について、今後どのような対応が採られていくか注目される。

英国では、犯罪者の社会復帰や再犯防止に実証的な研究の成果を利用し、実効性のある処遇を充実化させることにも重点を置き、施設内処遇と社会内処遇の連携システムを構築し、民間関係団体や市民の協力を得て対象者のリスクやニーズに応じ一貫性・継続性のある処遇の充実に努めている。これらの方策と電子監視等の監督技術の利用がどのように調和していくかも今後の検証課題となると思われる。

引用・参考文献

- 甘利航司(2007)「電子監視と社会奉仕命令」(刑事立法研究会(編),『更生保護制度改革のゆくえ:犯罪をした人の社会復帰のために』, pp. 268-290.), 現代人文社
- Baber, M. (2000) *The Criminal Justice and Court Service Bill: Probation, Community Sentences and Exclusion Orders (Bill 91 of 1999-2000)*. Home Affairs Section, House of Commons Library.
- BBC News (2009) *Electronic tagging of young people shows sharp rise*. (15 Dec. 2009.). (http://news.bbc.co.uk/2/hi/uk_news/politics/8413148.stm)
- Dodgson, K. GOODWIN, P. Howard, P., Liewellyn-Thomas, S., Mortimer, E., Russell, N., & Weiner, M. (2001) *Electronic monitoring of released prisoners: An evaluation of the Home Detention Curfew scheme*. *Home Office Research Study 222*. Home Office.
- 藤本哲也(1996)「イギリスにおける電子監視の現状と将来の展望」(藤本哲也(編)『諸外国の刑事政策』, pp. 213-246., 中央大学出版部)
- G4S(2009) *Academic Research Summary*. (未刊行資料)
- Griffiths, M. (2009) *G4S Electronic Monitoring*. G4S.
- 法務省(2007)「法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会:第6回会議議事録」(<http://www.moj.go.jp/content/000003778.pdf>)
- 法務総合研究所(2006)『研究部報告34 薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究:オーストラリア, カナダ, 連合王国, アメリカ合衆国』, 法務総合研究所
- 法務総合研究所(2008)『研究部報告38 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究』, 法務総合研究所 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html)
- 法務総合研究所(2009)『研究部報告42 再犯防止に関する総合的研究』, 法務総合研究所 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00010.html)
- Home Office (2010) *Crime in England and Wales 2009/10*. Home Office.
- House of Commons Committee of Public Accounts(2006) *The electronic monitoring of adult offenders. Sixty - second Report of Session 2005-06 HC997*. Stationery Office Ltd.
- HM Prison Service (2010) *Prison Service Order 6700: Home Detention Curfew. HM Prison Service*. (http://www.justice.gov.uk/downloads/guidance/prison-probation-and-rehabilitation/psipso/PSO_6700_home_detention_curfew.doc).
- 川出敏裕(2008)「電子監視」, ジュリスト, No.1358, 118-120.
- 小山雅亀(2006)「イギリスの刑事訴追制度の動向(補論):2003年刑事司法法施行後の訴追制度について」, *Seinan Law Review*, 39(1), 61-82.
- Marie, O, Moreton, K., & Goncalves, M. (2011) *The effect of early release of prisoners on Home Detention Curfew (HDC) on recidivism. Research Summary 1/11*. Ministry of Justice.
- Millington A. (2003) *Recent evaluations of electronic monitoring programmes in England and*

- Wales. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 59–67.) Max-Planck-Institute.
- Ministry of Justice (2010a) *National Offender Management Service: Annual Report and Accounts 2009–2010*. Ministry of Justice.
- Ministry of Justice (2010b) *Sentencing Statistics :England and Wales 2009 Statistics Bulletin*. Ministry of Justice.
- Ministry of Justice (2010c) *Criminal statistics: England and Wales 2009: Statistics Bulletin*. Ministry of Justice.
- Ministry of Justice (2010d) *Offender Management Caseload Statistics 2009: An Overview of the Main Findings*. Ministry of Justice.
- Ministry of Justice (2011) *Youth Justice Statistics 2009/10: England and Wales*. Youth Justice Board / Ministry of Justice.
- Nacro Youth Crime (2002a) Electronic monitoring of children remanded on bail or to local authority accommodation. *Youth Crime Briefing June 2002*. Nacro.
- Nacro Youth Crime (2002b) Electronic monitoring (part two): Bail conditions for 17 years old. *Youth Crime Briefing September 2002*. Nacro.
- Natale, L. (2010) *Factsheet: Youth Crime in England and Wales*. CIVITAS Institute for the Study of Civil Society.
- National Audit Office (2006) *The Electronic Monitoring of Adult Offenders*. Stationary Office Ltd.
- National Probation Service (2004) Piloting of Satellite tracking technology. *National Probation Service Briefing 21* (Sept. 2004). National Probation Service.
- Office for National Statistics (2010) *Annual Abstract of Statistics No. 146 (2010 edition)*. Palgrave MacMillan.
- Paterson, C. (2009) *Understanding the Electronic Monitoring of Offenders: Commercial Criminal Justice in England and Wales*. VDM Verlag
- Perry, A. E., Newman, M., Hallam, G., Johnson, M., Sinclair, J., & Bowles, R. (2009) A Rapid Evidence Assessment of the Evidence on the Effectiveness of Interventions with Persistent/Prolific Offenders in Reducing Re-offending. *Ministry of Justice Research Series 12/09*. Ministry of Justice.
- Pitts S. (2010) *Effective Resettlement of Offenders by Strengthening Community Reintegration Factors*. (国連アジア極東犯罪防止研修所第145回研修講演録)
- Pitts S. (2011) *Community Involvement in Offender Treatment*. (国連アジア極東犯罪防止研修所第147回研修講演録⁴⁸)
- Serco (n. d.) *Home Detention Curfew (HDC) : A Structured Transition from Custody Back into the Community*. Serco. (対象者向けパンフレット)

48 国連アジア極東犯罪防止研修所における主要な講義録は、同所のホームページ（リソース・マテリアル・シリーズ）で公開されている。

- Serco (n. d.) *Curfew Requirements Electronically Monitored: The Flexible Sentence for Adults*. Serco. (対象者向けパンフレット)
- Serco (2010) *Electronically Monitored Curfews: A Guide for the Judiciary*. Serco.
- Snelgrove, B. (2010a) *Electronic Monitoring in England and Wales 2005-2010*. Ministry of Justice UK. (未刊行資料)
- Snelgrove, B. (2010b) *Electronic Monitoring Briefing*. Ministry of Justice UK. (未刊行資料).
- Shute, S. (2007) *Satellite tracking of offenders: A study of the pilots in England and Wales. Research Summary 4*. Ministry of Justice.
- Sugg, D., Moore, L., & Howard, P. (2001) *Electronic monitoring and offending behavior: Reconviction results for the second year of trials of curfew orders. Findings 141, 1-4*. Home Office.
- Toon, J. (2003) *Electronic monitoring in England and Wales*. In Mayer, M., Haverkamp, R., & Lévey, R. (Eds.). *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?* (pp. 51-57.) Max-Planck-Institute.
- 横地 環 (2009) 「英国及びスウェーデン王国における電子監視制度」, 更生保護と犯罪予防, No. 151, 90-107.
- 吉野 智 (2007) 「英国における犯罪者処遇への電子監視の活用について」 罪と罰, 174, 59-65.
- Walmsley R. (2009) *World Prison Population List (8th edition)*. International Centre for Prison Studies, Kings College London.
- Wennerberg, I. & Pinto, S. (2009) *6th European Electronic Monitoring Conference analysis of questionnaires*
(http://www.cepprobation.org/uploaded_files/EM2009%20Questionnaire%20summary.pdf)
- Wyman, M. (n. d) *Young People: The Opportunities and Challenges of Tagging*. Youth Justice Board. (http://www.cepprobation.org/uploaded_files/Pres%20EM09%20Wal.pdf)

<関連インターネットサイト (英文) >

- 英国内務省 (Home Office) : <http://homeoffice.gov.uk/>
- 英国法務省 (Ministry of Justice) : <http://www.justice.gov.uk/>
- 英国全国犯罪者管理サービス (National Offender Management Service) :
<http://www.justice.gov.uk/about/noms.htm>
- 英国刑務所庁 (HM Prison Service) : <http://www.jusitice.gov.uk/abot/hmps/>
- 英国プロベーションサービス (National Probation Service) :
<http://www.nationalprobationservice.co.uk/>
- 英国少年司法委員会 (Youth Justice Board) : <http://www.jusitce.gov.uk/about/yjb/>
- 英国国立公文書館 (National Archives (法令検索)) :
<http://www.legislation.gov.uk/>
- プロベーション欧州機構 (CEP, The European Organization for Probation) :
<http://www.cepprobation.org/>